

冬季休業中における注意喚起等について

令和2年12月10日

米子地区学生 各位

医学部長

冬休みが近づいてきました。現在、新型コロナウイルス感染症は全国的に感染者数が増大しており、先日は医学部学生にも感染が判明し、大きな問題となりました。

冬季休業中は実家への帰省等を考えている方々も多いと思いますが、医学部学生として高い意識と責任・自覚をもち、感染防止に最大限の注意を払いながら、くれぐれも慎重に行動してください。

ついては、冬季休業中における注意喚起事項等を以下のとおりお知らせしますので、必ず遵守してください。

記

○国外旅行、国内旅行、帰省など県をまたぐ移動

◆国外への旅行等は自粛すること。

◆国内旅行等について

※国内流行地

鳥取県・島根県・徳島県以外は全て国内流行地です。(※R2.12.3 現在))

不要不急の移動は、できる限り自粛すること。

※最新の情報については、毎週木曜日に学務支援システム掲示板にてお知らせしますので、必ず確認してください。

◆帰省等により国内流行地へ移動する場合は、事前申告・事後報告書を必ず学務課窓口に提出すること。

様式はこちら → [国内流行地への移動に関する事前申告・事後報告書](#)

※文字をクリックしてください。

また、鳥取県外（国内流行地含む）へ移動する際には、eラーニングシステム（manaba）上の「県外移動届」コースのアンケートに必ず登録してください。

◆成人式への参加について

1.冬季休業中に成人式へ参加される方は、感染予防に最大限の注意を払い、慎重に行動してください。

2.冬季休業後(令和3年1月11日前後)に国内流行地で実施される成人式に参加される方は、通学圏域に戻った日から14日間の自宅待機・健康観察を行っていただきます。成人式への参加はやむを得ない事情として取り扱いますので、後日、特例の欠席届出書を提出してください。1.と同様に、感染予防には最大限の注意を払って慎重に行動してください。

◆冬期休暇後の授業について

令和2年11月19日付けでメールにて周知している「鳥取大学医学部（米子地区）における冬期休暇後の授業の取扱いについて」に基づき、帰省等により鳥取県から離れる場合は、授業開始日の1月4日（月）までには通学圏域の住居に戻り、各自、健康観察を行いながら、遠隔授業を受講してください。

また、1月18日（月）からの対面授業開始時（予定）に、冬季休業中の行動記録表を必ず学務課学生係に提出してください。

様式はこちら → [行動記録表](#) ※文字をクリックしてください。

○3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- ◆帰省中は3密に注意し、地域の感染対策基準に則って慎重に行動すること。
- ◆カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りの禁止。
- ◆個別の会食は4名まで可能とするが、団体での会食は原則禁止とする。
特に飲酒を伴う会食、長時間、大勢で集まるなど、感染リスクが高まることは厳に慎んでください。

○課外活動について

- ◆**課外活動は禁止です。また再開時期は未定です。**詳細は下記を参照すること。
鳥取大学医学部ホームページ→【学生・教職員の皆様へ】 新型コロナウイルス感染症対策への対応（米子地区）→2.課外活動について→「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動指針」を参照してください。

URL: <https://www.med.tottori-u.ac.jp/3823/28033.html>

○その他

- ◆大学生を狙ったマルチ商法・詐欺、カルト等の勧誘に注意すること。
- ◆SNS上での個人情報流失等のトラブルに留意すること。

【罹患等した場合の対応】

令和2年7月30日付けで周知した「COVID-19 関連対応マニュアル(学生向け)」により対応すること。